

報告第1号

富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示に
ついて

富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱(平成17年富津市告示第48号)
の一部を改正する告示を定めたので、報告する。

令和4年9月29日提出

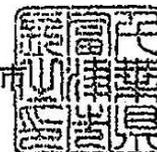
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月25日

富津市長 高橋 恭



富津市告示第143号

富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自転車通学生徒の安全帽」を「自転車通学用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の」に改め、「ため、」の次に「予算の範囲内において」を加える。

第2条中「住所から学校までの片道通学距離が2キロメートル以上の者で、」を削る。

第3条中「安全帽（ヘルメット）」を「ヘルメット」に改める。

第4条中「安全帽」を「ヘルメット」に改める。

第8条中「に、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付決定者名簿（別記第3号様式の2）を添付して、」を「により」に改める。

第10条中「に、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金配分報告書（別記第7号様式）を添付して、」を「を」に改める。

第11条中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第12条中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨) 第1条 市長は、市内公立中学校の自転車通学生徒の交通安全対策として、<u>自転車通学生徒の安全帽</u>購入に対する保護者の負担軽減を図るため、<u>富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）</u>及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。 (補助対象者)</p> <p>第2条 この要綱による補助の対象となる者は、市内の中学校に在籍し、<u>住所から学校までの片道通学距離が2キロメートル以上の者</u>で、当該学校長が自転車通学を許可したもの（以下「<u>自転車通学生徒</u>」という。）の保護者（法定代理人及び同一世帯の親族を含む。）とする。 (補助対象経費)</p> <p>第3条 この要綱において補助対象となる経費は、前条の自転車通学生徒に係る<u>安全帽（ヘルメット）</u>の購入に要する経費とする。 (補助額)</p> <p>第4条 自転車通学生徒に係る<u>安全帽</u>の購入経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額を補助する。この場合において、補助金の交付は、在学中1回限りとする。 (交付申請等の委任)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、補助金交付申請、請求及び受領等に関する事務の権限を、富津市立中学校長（以下「<u>学校長</u>」という。）に委任するものとし、委任状（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。 (交付申請)</p> <p>第6条 前条の規定により、委任を受けた学校長は、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(趣旨) 第1条 市長は、市内公立中学校の自転車通学生徒の交通安全対策として、<u>自転車通学用ヘルメット</u>（以下「ヘルメット」という。）の購入に対する保護者の負担軽減を図るため、<u>予算の範囲内において補助金を交付すること</u>に関し、<u>富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）</u>及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。 (補助対象者)</p> <p>第2条 この要綱による補助の対象となる者は、市内の中学校に在籍し、<u>当該学校長が自転車通学を許可したもの</u>（以下「<u>自転車通学生徒</u>」という。）の保護者（法定代理人及び同一世帯の親族を含む。）とする。 (補助対象経費)</p> <p>第3条 この要綱において補助対象となる経費は、前条の自転車通学生徒に係る<u>ヘルメット</u>の購入に要する経費とする。 (補助額)</p> <p>第4条 自転車通学生徒に係る<u>ヘルメット</u>の購入経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額を補助する。この場合において、補助金の交付は、在学中1回限りとする。 (交付申請等の委任)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、補助金交付申請、請求及び受領等に関する事務の権限を、富津市立中学校長（以下「<u>学校長</u>」という。）に委任するものとし、委任状（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。 (交付申請)</p> <p>第6条 前条の規定により、委任を受けた学校長は、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p>

<p>(1) 事業計画書 (別記第2号様式の2)</p> <p>(2) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付申請者名簿 (別記第2号様式の3)</p> <p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付決定通知書 (別記第3号様式) により富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付決定通知書 (別記第3号様式) に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 学校長は、補助事業が完了したときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金実績報告書 (別記第6号様式) を</p>	<p>(1) 事業計画書 (別記第2号様式の2)</p> <p>(2) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付申請者名簿 (別記第2号様式の3)</p> <p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付決定通知書 (別記第3号様式) に、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付決定者名簿 (別記第3号様式の2) を添付して、当該学校長に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 学校長は、補助事業が完了したときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金実績報告書 (別記第6号様式) に、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金配分報告書 (別記第7号様式) を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の確定)</p> <p>第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その事業成果が交付決定した内容に適合していると認めるときは、交付すべき額を確定し、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付確定通知書 (別記第8号様式) により、当該学校長に通知するものとする。</p> <p>(交付請求)</p> <p>第12条 学校長は、当該補助金の交付を受けようとするときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付請求書 (別記第9号様式) を市長に提出しなければならない。</p> <p>(配分)</p> <p>第13条 学校長は、補助金の交付を受けたときは、速やかに委任された保護者ごとに当該補助金を配分し、それぞれの保護者から受領書 (別記第10号様式) の提出を受けなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別記</p>
<p>(1) 事業計画書 (別記第2号様式の2)</p> <p>(2) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付申請者名簿 (別記第2号様式の3)</p> <p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付決定通知書 (別記第3号様式) により</p> <p>_____ 当該学校長に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 学校長は、補助事業が完了したときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金実績報告書 (別記第6号様式) を</p>	<p>(1) 事業計画書 (別記第2号様式の2)</p> <p>(2) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付申請者名簿 (別記第2号様式の3)</p> <p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 市長は、当該補助金の交付を受けようとするときは、富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付請求書 (別記第9号様式) を市長に提出しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別記</p>

第1号様式 (第5条関係)
第2号様式の3 (第6条関係)
第3号様式の2 (第8条関係)
第7号様式 (第10条関係)
第8号様式 (第11条関係)
第9号様式 (第12条関係)
第10号様式 (第13条関係)

第1号様式 (第5条関係)
第2号様式の3 (第6条関係)
第7号様式 (第11条関係)
第8号様式 (第12条関係)

別記

第1号様式（第5条関係）

委 任 状

私は、下記生徒に係る富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金（自転車通学用ヘルメット購入）の交付申請、交付請求その他の補助金に関する権限を富津市立
学校長に委任します。

なお、委任するに当たり、学校長から補助金の交付に関する事項について指示を受けたときは、その指示に従います。

年 月 日

保護者 住所 _____

氏名 _____

記

学 校 名		学 年 組	年 組
住 所			
生徒氏名			

報告第2号

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱を制定
する告示について

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年
富津市告示第151号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和4年9月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱を次のように定める。

令和4年9月1日

富津市長 高橋 恭



富津市告示第151号

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援をするため、本市が実施する富津市学校給食費無償化の対象とならない児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、予算の範囲において富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学する者をいう。
- (2) 生徒 学校教育法に基づく中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学する者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者又は保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費をいう。
- (5) 給食費無償化 本市が実施する小中学校給食費の無償化をいう。

(支給対象期間)

第3条 当該事業の対象期間は、令和4年9月1日から令和4年12月31日まで（次条第1項第1号及び第2号並びに第5条第4項において「支給対象期間」という。）とする。

(支給対象者)

第4条 給付金の支給対象となる者(第7条第3項、第8条及び第9条第1号において「支給対象者」という。)は、給食費無償化の対象とならなかった児童等(第3号を除く。)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する児童等とする。

- (1) 富津市外の小学校及び中学校に在籍し、支給対象期間において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている児童等
- (2) 特別支援学校の小学部及び中学部に在籍し、支給対象期間において、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている児童等
- (3) 欠食、アレルギー等の理由で学校給食を喫食できないことにより学校給食費の全部又は一部を支払っていない児童等

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助の支給を受けている児童等又は他の制度により学校給食費の免除を受けている児童等については、給付金を支給しない。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、次の表の月額を上限とする。

区分	月額	日額
児童	4,600円	265円
生徒	5,700円	328円

- 2 学校給食費の一部を負担している場合の児童等の保護者は、前項の表の月額から当該一部負担額を差し引いた金額を支給する。
- 3 国又は地方公共団体の負担において、学校給食費の全部又は一部について給付金等の支給を受けた場合は、給付金の額から当該支給額に相当する額を除くものとする。
- 4 支給対象期間において前条の規定に該当しなくなった場合は、該当期間内の給食提供日数に第1項の表の日額を乗じた額とする。

(給付金の申請及び請求)

第6条 給付金の支給の申請及び請求をしようとする保護者(第2号並びに次条第1項及び第3項において「申請者」という。)は、令和5年1月4日から令和5

年2月28日までに、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給申請書兼請求書（別記第1号様式。第8条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 給食費支払状況確認書（別記第2号様式）
- (2) 運転免許証、旅券、個人番号カード等の申請者に係る本人確認書類の写し
- (3) 金融機関名、口座番号及び口座名義人がわかる預金通帳等の写し

（審査）

第7条 市長は、前条の規定により給付金の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支給の決定をしたときは、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知しなければならない。この場合において、市長は給付金を速やかに支給するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、申請内容に不明な点があった場合には、児童等の就学する学校に調査を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による審査の結果、支給対象者に該当しない場合は、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金不支給通知書（別記第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 支給対象者から第6条で定める申請期間内に申請書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（支給決定の取消し及び給付金の返還）

第9条 市長は、支給決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支給対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、支給決定又は給付金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が給付金を支給することが不相当と認めたとき。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為に対する第9条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

別記

第1号様式（第6条関係）

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

富津市長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話

次の事項に同意の上、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金の支給を申請します。

・給付金の支給に際し、市が給食費に関することを学校に調査すること。

なお、支給決定後は、支給決定額を請求します。

フリガナ			
児童・生徒 氏 名			
児童・生徒 住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（異なる場合は記入）		
児童・生徒 生年月日	平成 年 月 日	申請者との続柄	
学校名		学年	年生
申請区分 ※該当箇所に☑して下さい	<input type="checkbox"/> 私立学校に通学 <input type="checkbox"/> 他市の市立学校に通学 <input type="checkbox"/> 特別支援学校に通学 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> 長期欠席 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協							本店 支店
普通・当座	口座番号							
フリガナ								
口座名義人 (申請者本人に限る)								

添付資料 確認欄	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・旅券） <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し・キャッシュカードの写し			
市町村記入欄	支給決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	支給決定額	円

年 月 日

富津市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

給食費支払状況確認書

学校名		学年	
住所			
氏名			

確認事項

学校給食の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
給食費の金額	月額 円	日額 円	
<input type="checkbox"/> 令和4年9月1日～令和4年12月31日の期間に給食費の補助制度を受けていない。 <input type="checkbox"/> 令和4年9月1日～令和4年12月31日の期間に給食費の補助制度を受けている。			
補助期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
補助内容等	<input type="checkbox"/> 特別支援教育就学奨励費 <input type="checkbox"/> 就学援助 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助金額	円	差引額・給食費負担額 円	
アレルギー等で一部又は全部の給食の提供を受けていない	<input type="checkbox"/> 一部 ()	<input type="checkbox"/> 全部	
欠食期間	年 月 日 から <small>※令和4年9月1日以降、給食を食べなかった期間の始まりを記入</small>		
喫食日数・給食費支払額	9月	日	円
	10月	日	円
	11月	日	円
	12月	日	円
	合計	日	円

上記の者の在籍及び給食費支払状況について証明いたします。

年 月 日

(通学している学校証明欄)

学校所在地

学校名

学校長名

印

第3号様式（第7条関係）

富津市指令第 号

年 月 日

様

富津市長

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請があった富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金について、下記のとおり支給を決定したので通知します。

記

1 給付金支給決定額 円

9月	円
10月	円
11月	円
12月	円
合計	円

2 児童・生徒氏名

第4号様式（第7条関係）

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金不支給通知書

年 月 日付で申請があった富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金の支給について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

報告第3号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）の一部を改正する訓令を定めたので、報告する。

令和4年9月29日提出

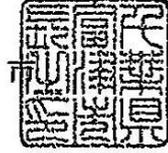
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月1日

富津市長 高橋 恭



富津市訓令第8号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(16)」を「(17)」に、「(15)」を「(16)」に、「(14)」を「(15)」に、「(13)」を「(14)」に、「(12)」を「(13)」に、「(11)」を「(12)」に、

「

(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。

」を

「

(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。

(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第 号）に基づく事務に関すること。

」に改める。

第2条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第 号）に基づく事務に関すること。」を削り、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年6月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行		改 正 案	
<p>(委員会等の職員による補助執行) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p>		<p>(委員会等の職員による補助執行) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p>	
機関	事務	機関	事務
教育委員会	<p>(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。</p> <p>(3) 総合教育会議の運営に関すること。</p> <p>(4) 教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。</p> <p>(6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(9) 私立学校の事務に関すること。</p> <p>(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。</p>	教育委員会	<p>(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。</p> <p>(3) 総合教育会議の運営に関すること。</p> <p>(4) 教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。</p> <p>(6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(9) 私立学校の事務に関すること。</p> <p>(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第 号）に基づく事務に関すること。</p>

<p>(11) 青少年相談員に関すること。 (12) 青少年問題協議会に関すること。 (13) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。 (14) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。 (15) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。 (16) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。</p>	<p>(12) 青少年相談員に関すること。 (13) 青少年問題協議会に関すること。 (14) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。 (15) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。 (16) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。 (17) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前		改正案	
<p>（委員会等の職員による補助執行） 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p>		<p>（委員会等の職員による補助執行） 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p>	
機関	事務	機関	事務
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。 (2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。 (3) 総合教育会議の運営に関すること。 (4) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。 (6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。 (7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。 (8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。 (9) 私立学校の事務に関すること。 (10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に関すること。 (11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第 号）に関すること。 	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。 (2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。 (3) 総合教育会議の運営に関すること。 (4) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。 (6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。 (7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。 (8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。 (9) 私立学校の事務に関すること。 (10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に関すること。

<p>(12) 青少年相談員に関すること。 (13) 青少年問題協議会に関すること。 (14) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。 (15) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。 (16) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。 (17) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。</p>	<p>(略)</p>
<p>(11) 青少年相談員に関すること。 (12) 青少年問題協議会に関すること。 (13) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。 (14) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。 (15) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。 (16) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。</p>	<p>(略)</p>

報告第4号

令和4年度富津市内小学校修学旅行の計画について

令和4年度第2学期に富津市内小学校の修学旅行が計画されているので、報告する。

令和4年9月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

令和4年度 第2学期 富津市内小学校修学旅行の計画について

学校名	日程	方面	宿泊先	在籍生徒数	参加生徒数	不参加生徒数	引率 職員数	児童一人 あたりの費用
青堀小学校	令和4年11月10日(木) ～ 令和4年11月11日(金)	山梨 箱根 方面	ゆがわら水の香里 神奈川県足柄下郡湯河原町 宮上614	110名	109名	1名	7名	22,600円
富津小学校	令和4年10月6日(木) ～ 令和4年10月7日(金)	鎌倉 箱根 方面	ホテルむさしや 神奈川県足柄下郡箱根町 元箱根20	31名	31名	0名	5名	23,000円
飯野小学校	令和4年11月1日(火) ～ 令和4年11月2日(水)	箱根 鎌倉 方面	KKR宮ノ下 神奈川県足柄下郡箱根 木賀1014	34名	34名	0名	4名	20,573円
大貫小学校	令和4年11月17日(木) ～ 令和4年11月18日(金)	鎌倉 箱根 方面	KKR宮の下 神奈川県足柄下郡箱根町 木賀1014	28名	28名	0名	4名	21,916円
吉野小学校	令和4年10月6日(木) ～ 令和4年10月7日(金)	箱根 鎌倉 方面	箱根高原ホテル 神奈川県足柄下郡箱根町 湖尻164	24名	24名	0名	4名	27,679円
佐貫小学校	令和4年9月29日(木) ～ 令和4年9月30日(金)	箱根 山梨 方面	ペンションシルバースプレー 山梨県南都留郡山中湖村 平野366	9名	9名	0名	3名	35,000円
天羽小学校	令和4年11月8日(火) ～ 令和4年11月9日(水)	鎌倉 箱根 方面	KKR宮ノ下 神奈川県足柄下郡箱根 木賀1014	34名	34名	0名	4名	23,798円
環小学校	令和4年11月14日(月) ～ 令和4年11月15日(火)	鎌倉 箱根 方面	ホテルあかね 神奈川県足柄下郡湯河原町 宮下705	15名	15名	0名	4名	27,750円

報告第5号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

後援申請内容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和4年8月12日	房総楽友協会 会長 早川 玲子	令和5年1月15日	君津市民文化ホール 中ホール	西方正輝がおくるニューイヤークロストランペットが躍る!』(仮題)	令和4年8月18日
令和4年8月16日	一般社団法人かずさ青年会議所 理事長 能城匡彦	令和4年9月19日	木更津市金田地域交流センター	かずさまちづくりフェスティバル2022 in 木更津	令和4年8月17日
令和4年9月2日	富津市新春絵画展実行委員会 代表 為村 廣	令和5年1月15日～20日	富津市役所 1階ロビー	富津市新春絵画展	令和4年9月6日
令和4年9月5日	千葉県ボウイスカウト連盟南総地区富津第1団 団委員長 宇山 則幸	令和4年9月25日	富津市笹毛	ボウイスカウトとあそぼう! ワクワク自然体験あそび	令和4年9月7日
令和4年9月5日	一般社団法人全日本ピアノ指導者協会 君津アーステーション 代表 川名 瑞穂	令和5年4月2日	君津市民文化ホール 中ホール	ピティナ ピアノステップ 君津地区	令和4年9月9日

